



少第 30 号
令和 7 年 1 月 24 日

岐阜県教育委員会
学校安全課長 様

岐阜県警察本部
少年課長

少年を「闇バイト」に加担させないための動画の活用について
(依頼)

岐阜県警察と岐阜県教育委員会においては、少年をいわゆる「闇バイト」に加担させないため一層の連携を強化して各種対策に取り組んでいるところであります。

つきましては、少年が闇バイトに対する知見を広げ、自らの身を守るために、政府広報オンライン及び文部科学省が作成した下記動画が有効なものの一つと考えられますので、中学生、高校生、特別支援学校生（高等部）及びその保護者に周知する等して活用をお願い致します。

記

○ 動画 1

出典：「そんなバイトないから！それ「バイト」ではなく犯罪です」
(政府広報オンライン)

<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg27067.html>



○ 動画 2

出典：教材⑳「情報の真偽を確かめよう！ SNS 闇バイト編（高校生）」
(文部科学省/mextchannel)

<https://www.youtube.com/watch?v=SkdwK9PdKfI>



岐阜県警察本部少年課	
担当係	少年育成支援係
電 話	058-271-2424 (内 3076)